

○国家公安委員会規則第十二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）の一部の施行に伴い、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年六月二十四日

国家公安委員会委員長 小川恵里子

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二から第三条までを削り、第一条の次に次の二条を加える。

第二条及び第三条 削除

第五条の二中「令」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（以下「令」という。

）」に改める。

第八条の表中法第二条第一項第四号に掲げる営業の項を削る。

第二十九条の表中法第二条第一項第四号に掲げる営業の項を削る。

第三十条第二号中「法第二条第一項第四号及び第六号」を「法第二条第一項第六号」に改める。

第三十三条の表中法第二条第一項第四号に掲げる営業の項を削る。

第八十七条第一項の表の一の項中「その氏名等及び」を「その氏名、住所及び生年月日（以下この条において「氏名等」という。）並びに」に改め、「以下」の下に「この条において」を加える。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第1号 削除

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則の一部改正）

2 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四の表中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の項を削る。

別表第二の二の表中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の項を削る。